

令和元年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和元年6月7日

- 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第4号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案
議案第5号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第6号 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第7号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第8号 辺地総合整備計画の変更について
議案第9号 令和元年度士幌町一般会計補正予算（第1号）
議案第10号 令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第11号 令和元年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月7日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年6月7日提出

士幌町長 小林 康 雄

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

加入団体の脱退に伴う、関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 7 日提出

士幌町長 小 林 康 雄

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

加入団体の脱退に伴う、関連箇所規約改正であり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第3号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和元年6月7日提出

士幌町長 小林 康 雄

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

加入団体の脱退に伴う、関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第4号

士幌町町税条例の一部を改正する条例案

士幌町町税条例の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第1条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

第2条 士幌町町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申

請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の3を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。

- 2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項について、この条例の規定にかかわらず、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

附則第15条の3の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3の2 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以

上の軽自動車に対しては、道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般

承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 士幌町町税条例の一部の次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条のうち、士幌町町税条例（以下「町税条例」という。）第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条のうち、町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 附則第1条第1項に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「令和元年6月新条例」という。）第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和元年6月新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は土幌町町税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 令和元年6月新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出す

る場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定のうち軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定のうち軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第5号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第6号

土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

土幌町介護保険条例の一部を改正する条例

土幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率」を「平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率」を「令和元年度及び令和2年度における保険料率」に、「32,940円」を「27,450円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,450円」とあるのは、「45,750円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,450円」とあるのは、「53,070円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

介護保険法施行令の改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

議案第7号

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正しようとするものである。

議案第 8 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 下居辺地

(辺地の人口 178人 面積51.0 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地10
- (3) 辺地度点数 200点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- (2) 道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装及び急勾配の修正、橋梁洗掘対策を行い交通の安全を確保するとともに、地域における重要な道路であるため防災・震災に強い道づくりを行う。
- (3) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である居辺線について、当初の整備から19年が経過し、更新の時期を迎えているため整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 <small>(道管森林管理道ワッカ美加登線開設事業)</small>	北海道	300,000	225,000	75,000	75,000
産業の振興 道路 <small>(下居辺地区農地耕作条件改善事業)</small>	士幌町	(165,000) 100,000	(82,500) 50,000	(82,500) 50,000	(82,500) 50,000
道路 <small>(朝陽5号線 ほか1事業)</small>	士幌町	(75,000) 50,000	(0) 0	(75,000) 50,000	(75,000) 50,000
教育文化施設 スクールバス整備事業	士幌町	(8,950) 0	(3,410) 0	(5,540) 0	(4,600) 0
合 計		(548,950) 450,000	(310,910) 275,000	(238,040) 175,000	(237,100) 175,000